

## 武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会

## 運営要領(案)の修正について

	前回提示	修正案(下線部が修正箇所)
第 2 条 進行	・構成員及び傍聴者は、地上部街路に関する話し合いの会の運営を妨害するなど悪質な行為をしてはならない。	・構成員及び傍聴者は、地上部街路に関する話し合いの会の運営を妨害するなど悪質な行為をしてはならない。 <u>これらの行為を行った場合、司会者は退席を求めることができる。</u>
第 3 条 運営	・傍聴は、武蔵野市民に限り可能とする。ただし、会場の都合等により人数を制限する場合もある。その場合は、先着順に傍聴者を決定する。	・傍聴は、武蔵野市民を優先とする。 <u>ただし、会場の都合等により人数を制限する場合もある。その場合は、先着順に傍聴者を決定する。なお、余席がある場合、武蔵野市民以外の傍聴も可能とする。</u>
	・議事要旨及び配布資料は、東京都、武蔵野市の窓口に備え付け、閲覧に供するとともに、ホームページに掲載する。	・議事要旨、 <u>議事録</u> 及び配布資料は、東京都、武蔵野市の窓口に備え付け、閲覧に供するとともに、ホームページに掲載する。
	・事務局は、地上部街路に関する話し合いの会の運営に関する事項を所掌する。 会場設営 資料作成 議事要旨作成 その他	・事務局は、地上部街路に関する話し合いの会の運営に関する事項を所掌する。 会場設営 <u>議事録、議事要旨作成</u> <u>各回の話し合いの整理</u> その他